注6　道路の占有の許可を得ている場合は、その許可書の写しを、許可を得ていない場合は、当該許可を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注7　(3)のその他の種類欄には、設備の設置に関し必要な法令に基づく処分の名称について記載するとともに、許可等を得ている場合は、その許可書の写しを、許可等を得ていない場合は、当該許可等を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注8　電柱等への共架について、その所有者等の承諾を得ている場合は、その承諾書の写しを、承諾を得ていない場合は、当該承諾を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注9　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（以下「地方公共団体等」という。）が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業（事業完了したものを除く。）若しくは防災建築街区造成事業（事業完了したものを除く。）の施行地区内に施設を設置しようとする場合にあっては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整ったことを証する書面の写しを添付すること。

4　受信障害区域における電界強度

受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデータ

別表第三十七号（第139条関係）

登録一般放送に係る軽微な変更	
別表第31号別紙２及び別紙２の２における記載事項	変更事項
［略］	

別表第三十七号（第139条関係）

登録一般放送に係る軽微な変更	
別表第31号別紙２における記載事項	変更事項
［同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に登録一般放送事業者が行うテレビジョン放送の業務に用いられる有線放送設備については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定に適合しているものとみなす。